

特別職報酬等審議会 会議録

1 日 時

令和6年12月19日（木）午前9時～10時00分

2 場 所

香川県庁本館21階 特別会議室

3 出席者

安岐委員、秋山委員、小早川委員、谷山委員、福家委員、吉澤委員（会長代理）

4 会議の内容

（1）開会

（2）知事挨拶

（3）会長選出

会長：岡田委員 会長代理：吉澤委員

（4）会長代理挨拶

（5）議事

5 議事録

～ 事務局による経緯・状況等の説明 ～

（吉澤会長代理）

ではこれから、審議に入ります。

まず、事務局から配付資料について説明してください。

（人事課長）

人事課長の新池でございます、本日は、よろしくお願いたします。

早速ですが、説明に移らせていただきます。

まず、「資料1」の諮問書について補足させていただきます。

今回ご審議をお願いするのは、記載のとおり、議会の議員の報酬の額と知事、副知事、教育長の給料の額になります。

これらは、いわゆる手当やボーナスとは違い、毎月決まって支給される本俸という性格のもので、直近では、平成20年度にこの審議会に諮問したところでありますが、その時は「据置きが

適当」との答申をいただいております。結果的には、平成16年4月に引下げ改定を行って以来、改定は行われておりません。

先程、知事からお話させていただきましたとおり、近年、デフレ脱却と成長型経済の実現に向けて、国を挙げて賃上げに取り組んでおり、また、本県におきましても、人事委員会勧告を踏まえ、3年連続で、また今年度は特に、2%を超えて、一般職の給料を引き上げているという状況でありまして、そういったことなどを踏まえまして、今回諮問させていただいたところになります。

この後、「資料3」の方で、現行の報酬月額の設定経緯や他県における見直しの状況、本県の一般職の職員の給与改定の状況などについてご説明いたしますが、それらも参考にいただき、現行の金額を据え置くのが良いのか、改定するのが良いのか、また、改定するとした場合、いくらとするのがいいのか、改定時期はいつが適切かについて、ご審議をお願いできればと思います。

審議日程につきましては、本日と来月17日の2回を予定しております。この間、1か月程度の限られた期間しかありませんが、「答申」の取りまとめについてよろしくお願い申し上げます。

なお、事務局の方からいわゆる「答申案」という形でお示しすることはせずにご審議いただきたいと考えておりますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

それでは、お手元の「資料3」につきましてご説明いたします。

「資料3」の2ページをお開き下さい。

まず、本年4月1日時点の各県の報酬月額の設定状況と全国順位を説明します。

表中の金額は全て千円単位で表示しておりますが、香川県では、知事が128万5千円、副知事が98万円、教育長が81万円、議長が94万円、副議長が85万円、議員が80万円となっております。

全国順位はそれぞれ違いますが、概ね、全国中位をやや下回る水準となっております。

次に3ページをお願いします。

本年4月1日時点の年収の状況とその全国順位を説明します。

特別職には、報酬月額のほか、ボーナスに相当する期末手当と通勤に要する費用が支給されておりますが、この表中の年収につきましては、報酬月額と期末手当の合計金額を千円単位で計上しております。

ちなみに、期末手当の年間支給月数につきましては、この審議会の審議対象とはなっておりません。毎年の人事委員会勧告に伴う一般職職員の賞与の年間支給月数の改定状況や国の特別職の期末手当の改定状況を考慮して随時改定を行ってきております。

そのうえで、年収金額といたしましては、知事が2170万円余、副知事が1650万円余、教育長が1370万円余、議長が1590万円余、副議長が1430万円余、議員が1350万円余となっており、こちらも報酬月額と同様、全国順位は、概ね、全国中位をやや下回る水準と

なっております。

次に4ページをお願いします。

ここでは、財政力指数や人口、職員数などの各指標における本県の全国順位を説明します。

まず、「財政力指数」ですが、この指数は、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられておりまして、各団体の収入と支出の状況から算出され、数字が大きいほど財政運営に余裕があるとされています。

財政力指数の本県の全国順位ですが、24位と、全国中位に位置しております。

次に、一つ右側の指標「人口」ですが、これについては行政サービスの提供対象者数ということであげておりまして、本県の全国順位は39位と全国中位をやや下回る規模となっております。

次の指標「職員数」、いわゆる従業員数ということになりますが、これにつきましては、常勤職員のうち警察官や教員、公立病院職員などを除いた一般行政事務に携わる職員数となります。本県の全国順位は47位と全国で最も少なくなっております。

次の指標「一人あたり県民所得」ですが、この指数は、都道府県間の所得格差を計る代表的な指標であり、この数字が大きいほど経済的な豊かさ・県の経済力が高いとされています。

この指数の本県の全国順位は、31位で全国中位をやや下回る位置となっております。

一番右側の指標「県内総生産」ですが、この指数は、1年間に県内で産み出された付加価値の総額であり、この数字が大きいほど県の経済規模が大きいとされています。

この指数の本県の全国順位は、36位と、全国中位をやや下回る位置となっております。

本県の現状を表す主な指標についてお示ししましたが、この中で「財政力指数」と「人口」について、本県と状況が似通っている県における特別職の報酬水準の状況を次ページにまとめましたので、そちらについてご説明いたします。

5ページをお願いします。

まず、「財政力指数」につきましては、指数により、東京を除いて、A～Eの5つに分類されておりまして、本県は、0.4以上～0.5未満の「Cグループ」に位置付けられております。本県を含むCグループ9団体の令和6年4月1日時点の特別職の報酬の設定状況が上段の表になります。

本県の「財政力指数」は9団体中3位であります。例えば知事の給料月額ですと9団体中7位であり、9団体の平均129万7千円を若干下回っております。

また、知事以外の特別職につきましても、9団体の平均額を若干下回る状況となっております。

次に、下段の表は、「人口」が本県と同程度の団体との比較となります。

こちらは、本県を基準として人口数が上下5団体の状況をあげてございます。

本県の「人口」はこの11団体中真ん中の6位ですが、例えば知事の給料月額ですと11団体中4位であり、11団体の知事の平均給料月額が125万8千円ですので、平均を若干上回って

おります。

また、知事以外の特別職につきましても、概ね11団体の平均額を若干上回る状況となっております。

次に6ページをお願いします。

ここでは、近年の他県の知事の給料改定の状況をご説明いたします。

一般職の職員の給与につきましては、地方公務員法の規定により、国や他の地方公共団体、地域の民間企業従事者との均衡を図る必要がございますが、特別職につきましてはこのようなルールがございませんので、各県ともにそれぞれの考え方により改定を行っている状況であります。

具体的には、新潟県や鳥取県など、一般職の改定にあわせて頻繁に、小刻みに改定している県も少数ありますが、本県を含め多くの団体は、頻繁には改定せず、ある程度まとまった額での改定を行っている状況でございます。

次に、表の真ん中どころの「改定額」の欄をご覧ください。改定された金額を千円単位で表示しておりますが、平成29年度から令和5年度までは佐賀県の7万円を除けば、数千円や1万円程度の改定が多くなっています。

これが、令和6年度になりますと一般職の職員の改定率が特に大きかったということもあり、改定額が4万円や4万8千円と大きくなっておりまして、今後もいくつかの県で上げがなされるのではないかと考えております。

また、「改定額」の一つ左側の「適用年月日」をご覧ください。令和4年度、令和5年度と、鳥取県は引上げ改定を遡及して実施しておりますが、その他の県につきましては、遡及はせず将来に向けて改定を行っているという状況でございます。

右端の「考え方」の欄をご覧ください。この欄には、各県の審議会の答申や議事録に記載されていた改定の主な考え方を要約し、記載しております。

これを見ると、令和6年度の島根県と静岡県では、前回の特別職の改定以降における一般職職員全体の累積改定率を用いて改定を行っております。

その他の県も、一般職職員全体の改定率や他県均衡を考慮している所が比較的多くなってございます。

一方、令和5年度の東京都、新潟県、大分県につきましては、それぞれ「一般職員で最も職位の高い指定職」「国の特別職」「国の指定職」とありますが、結果としては、一般職全体の改定率ではなく、一般職の中でも特別職に最も近い職位のところの改定率を考慮しているという状況でございます。

次に7ページをお願いします。

ここでは、国の特別職である内閣総理大臣やその他の国务大臣、それから国会議員の近年の改定状況についてご説明いたします。

国は、特別職の改定にあたって、公務員全体の給与の体系を維持するために、一般職全体の改定率ではなく、一般職のうち特別職に最も近い職位にある指定職の改定率を考慮して改定を行っているということにして、指定職の改定がなされた際に同等の率で特別職の改定を行っております。

資料には記載しておりませんが、令和6年度についても指定職に準じて1.1%の引上げ改定を行う法案が提出され、一昨日可決・成立したところです。ただ、国の特別職の中でも国会議員から任命されたものについては、引き上げるための法律改正は行いますが、物価高騰などの経済情勢を総合的に勘案して国民の理解を得る観点から、当分の間、引上げは行わず、実質的に据置きとする措置をあわせて設けることとなっております。

また、国会議員については、改定の考え方について明らかにされたものが無いため詳細は分かりませんが、平成22年度に引下げ改定がなされてから、据え置きとされております。

次は8ページをお願いします。

本県の特別職の改定経過をご説明いたします。

まず、大きな傾向といたしましては、昭和の時代から平成7年にかけては、経済成長などに伴い、一般職の給与も大きく引き上げられておりましたので、特別職についても、大幅な引上げを行っておりました。

その後、バブル崩壊後の長引く経済の低迷などを受けまして、平成10年頃から一般職の給与の引き上げ率が鈍化し、平成14年には引下げに転じました。これを受け、特別職の報酬について、当審議会に諮問いたしましたところ、その時点までの累積改定率としてはプラスであったため、平成15年1月は改定見送りの答申をいただきました。その後、翌年度にも一般職の給料が引下げとなり、再度諮問しましたところ、平成16年1月には特別職について引下げの答申をいただいたところでございます。

また、改定は原則1万円単位で行ってきておりますが、この平成16年の引下げの際、1万円単位で引下げを行うと、四捨五入の関係で、知事だけが他の特別職に比べて引下げ幅が大きくなりすぎるということもありまして、例外的に5千円単位で引下げを行っております。

表の一番下にその時々の改定の考え方を掲載しておりますが、平成5年までは一般職全体の累積改定率を用いています。

平成7年はそれまでと違い、一般職の引上げ改定の状況も考慮しつつ、前年度に東北地方の各県がまとめて引上げを行った状況がありましたので、それとの均衡を考慮して引き上げを行っております。

この当時は2年に1度のペースで引上げを行うことが続いており、東北地方の各県が先陣を切って引上げ、本県はそれに続くというようなことが続いてきたため、平成7年だけこのような取扱いを行ったものです。

また、平成16年度につきましては、前回改定時からの累積改定率を乗じてしまうと一般職の

職員は下がっているのに、特別職だけが上がってしまう状況になるため、これを回避するために、その年、単年度の一般職職員の引下げ改定率を用いて改定を行っております。

このように、年によって考え方の差はありますが、基本的には一般職の改定の状況を見ながら、一般職との均衡が大きく崩れないように改定をしてきているということがお分かりいただけるかと思えます。

なお、一番下の参考のところに記載させていただいておりますが、先ほども触れましたように、特別職の報酬月額、これまで原則として1万円単位で設定してきていることもあり、当時の審議会の委員からの意見として、「改定額が概ね1万円以上となった場合を、審議会を開催する目安としてもいいのではないか」というご意見があったことも踏まえまして、一般職の改定の状況などを見ながら、当審議会に諮問し、ご審議をお願いしているところでございます。

次に9ページをお願いします。

ここでは、本県の一般職員の改定経過をご説明します。

(1)は前回特別職の改定のあった平成16年4月以降の、一般職全体の給料改定経過を示しております。平成16年から令和元年度にわたる累積改定率はマイナスという状況でありましたが、ここ3年の大幅な引き上げによって、現在の累積改定率はプラス3.403%という状況であります。

先程ご説明しましたとおり、従来は、この一般職全体の改定率をもとに特別職の改定をすることが多かったところですが、その頃は、一般職の給料の改定が、職位にかかわらずほぼ同率で行われることが多かったという状況もあったためだと考えています。

しかしながら、平成26年以降における一般職の給料の改定は、初任給を中心とした若年層に手厚くなるよう給料の引き上げが行われております。

そのため、一般職全体での改定率は、若年層付近の大幅な引上げ改定の影響もあり、それなりに上がっておりますが、一方で特別職に最も近い職位である部長級の職員はそれ程上がっていないという状況になっております。

その状況を表しましたのが、(2)になります。

この表は、特別職に最も近い職位である部長級の最高到達額について、平成16年4月以降の改定経過を示しております。

部長級については、本年度の人事委員会勧告を踏まえた令和7年4月までの引上げ改定を反映し、そこまでの累積改定率を算出しますと、プラス1.706%となりますが、上の表の一般職全体の累積改定率3.403%とは大きな差があります。

このように、以前とは一般職の給料の状況が大きく変わってきておりますし、国や東京都などが特別職の改定を考える際に公務員全体の給与体系の維持を考慮し、指定職の改定状況を見ている点なども一定参考になるのではないかと考えております。

次に10ページをお願いします。

この表は、今ご説明いたしました一般職全体の累積改定率3.403%と部長級最高到達額の累積改定率1.706%を機械的に乗じた場合の金額を計算し、千円単位で表示したものでございます。

これまで、特別職の報酬月額については、原則として1万円単位で設定してきておりましたので、その部分は踏襲したうえで、1万円未満の端数を四捨五入した場合の額と切り捨てた場合の額をそれぞれ参考にお示ししております。

これらの数字につきましては、あくまでも機械的に算出したものでありますので、委員の皆様にはこれに関わらず幅広くご検討いただければと思います。

なお、表中の全国順位につきましては、令和6年4月1日時点の各県の水準と比較した場合のものでありますので、今年度に入って引上げを決定した島根県、静岡県や、これから引上げを決定する団体は考慮されていないものになります。

資料についての説明は以上になりますが、ご検討いただくにあたり、不足する情報等がありましたら、本日この場でお示しできないものにつきましても、次回までに可能な限り準備させていただきたいと考えております。

事務局からのご説明は以上になります。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

(吉澤会長代理)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(福家委員)

今回の特別職の報酬の見直しということではありますが、私ども労働組合の立場で言いますと、やはり何年も賃上げのことは言わせていただいているところでありますし、特に今、物価上昇の折もありますので、やっぱり働く人たちが賃上げしていかないといけないという思いはあります。

そういう部分で言いますとやっぱり特別職につきましても、賃金といいますか報酬はやっぱり引き上げていく方向がいいのだろうというふうに思うところであります。

引き上げするにしてもその幅っていう部分についてはいろいろ資料も見させていただき、皆様のご意見も聞きながらとは思っておりますので、先ほどの資料で気になるのは、県民所得の令和3年の状況は出ておりますけども、昨今どんなのだろうかなど。

私ども労働組合があるところの賃上げ率とかそういうのは把握しておりますけども、一般の働く方々のっていう部分はちょっと把握できてないので、もし参考になるような資料がいただけるのであれば、ご用意いただきたいと思いますところでもあります。

それから引き上げる方向については、その方向でいいのかなと思っているところであります。

もう1つ、この場での話ではないのかもしれませんが、私どもからすれば、公の契約というか、公に関わる部分で働く人たち皆さんの賃金を上げていただきたいという思いがあります。

今言ったように、知事とか特別職の方も上げるべきであるけども、やっぱり県の仕事に関わる部分の皆さんの、賃金を引き上げるべきだというふうに思っております。それは職員に限らず、いろんな形で契約されている先で、特に指定管理とかもあられると思いますけども、指定管理が複数年の契約金額とか決まっているとしても、先ほど申し上げました今の物価上昇の状況なんかを考えますと、それではなかなか、その事業もしんどいでしょうし、そこで働く人たちの賃金も据え置かれたままではやっぱり生活が苦しいということになりますので、ぜひそこら辺も引き上げる方向を示していただいた上で、特別職の方の報酬も引き上げていくというような形をお願いしたいかなというふうに思います。

(人事課長)

まず1点目の県民所得について、今ここに掲載させていただいているのが令和3年度ということで最近の状況はどうだろうかということですが、これについては第2回に向けて、可能な限り準備させていただきたいというふうに考えております。

それと2点目の、公的機関の業務を受けている人たちへの賃上げ効果の波及というところになりますけども、ご指摘いただきましたように現行の、例えば指定管理者制度の運用の中では、物価変動に伴う経費の増額部分っていうのは、県と指定管理者の間で締結する協定書のリスク分担の中で、原則指定管理者の方に負担いただくようになっていくという状況になっておまして、ご指摘の通り、賃上げの効果をうまく波及させていくことについては、課題があるということも認識しております。

そういった物価高騰に伴う指定管理料のあり方とか対応とか、そういったことについても、他県の状況などを見ながら考えて参ります。

(福家委員)

すいません、2点目の部分は今日のこの場ではないとは思いますが、3月の行政経営推進会議もあるので、その場では、それも課題だとは思っているので今日投げかけさせていただいて、ぜひ県の中で引き上げの方向性を導き出していきたいなというふうに思います。

(谷山委員)

福家委員と同じ意見にはなりますが引き上げというところに関しては、昨今の物価高騰というところでそれは生活する上では、特別職の方も一般職の方も同じですので、引き上げというところについては賛成といいますかその方向なのかなというふうには感じております。

ただ、やはり特別職ということですので、民間企業のように何かこう、業績が上がるとかそう

いうものとはまた考え方が違いますし、その観点でいうとやはり県民の皆さんからの納得感というのが一番、特別職の方は見られているということもございますのでそういったことが必要なというふうに考えております。

ですので、一般職の方との比較でしたら、部長職の方との比較、その考え方は確かにあるなと思ったんですが、今日のお話を聞いておりますとやはり、県民の方の納得ということと言えますと、県民所得のところ、ここの比較と言いますか、直近どれぐらい所得として上がっているのか、その辺りを踏まえた上で、方向性を決めていくというのが個人的な意見ですが、そこが皆さんの納得が得られるのではないかというふうに感じました。

(人事課長)

県民の納得感は、非常に重要なことだと考えておりますので、先ほどのものも含めて、県民所得のところとかの指標について、次回に向けて検討したいと考えております。

(秋山委員)

引き上げは流れの中であることだと思うんですけど、私ども中小企業ですと、従業員の給料を上げたいと思っても、会社の財政とか経営のことを考えたときに、思うようにいかないんですけど、県の財政に及ぼす影響というか引き上げたときに、どのようになるのかなというのが、会社みたいに考えたときに、少し思います。

(吉澤会長代理)

特別職の給与が上がったときの、県の財政に与える影響ということですけど、いかがでしょうか。

(人事課長)

影響額については、次回ご提示させていただきます。

(小早川委員)

やはりこの、これまでの改定が、ずっとなされていなかったということとか、最近の物価の状況を考えるとやはり、上げる方向がいいのかなというふうに私も思いました。

上げる幅については、今日説明を聞いていろんな考え方があるんだなあと思いましたけれども、いろんなバランスを考えて、私はこの10ページの、下の方の部長級の累積改定率を置いた上で、②の1にするのか、2にするのかその真ん中ぐらいにするのかとか、そんなあたりがいいのかなという感想を持ちました。

(安岐委員)

正直、そんなに長いこと上がってなかったんだなということに改めてびっくりしたのと、知事をはじめ、皆さんのお給料がどれぐらいかっていう知識もございませんでしたので、正直なところはもっと貰ってもいいのになっという率直な意見としてはそんな感覚がありました。

とはいえですね、全国での平均なんかもお示しいただき、そういうことなんだなという理解も進んだんですけれども、やはり私たち民間の会社も直面している問題でございまして、会社を本当によりよく運営していくためにも本当に最も大事な部分だと普段から思っているんですが、やっぱり私たち民間にとっても県の皆さんがどのように判断して、どのように上げていくかっていうところは、もちろん指針というか参考になっていくところだと思いますので、適切に上げる方向で検討していくのでよいと思っております。

(吉澤会長代理)

大方の委員が「上げる」方向でというお話をいただいていると思います。

私も意見を言ってもいいでしょうか。

先日岡田先生と事前に意見交換した際、やはり上げるための「根拠」が欲しいですねという話がありました。民間企業で上級管理職に就いてらっしゃる方は、業績とか、何か成果があってそれに対して報酬が上がっていくっていくというスタイルをとっていらっしゃいますが、行政職の上級管理職の方にも、こういう成果があったからこういうふうに報酬が上がっていくことの説得材料が示されると、より上げやすい。

そういう根拠になる材料が、定量的、定性的にもあるといいのではないかなという話は出ていたのですが、今日丁寧にいろいろご説明いただいて、委員の方からも物価が高騰していてそれに合わせてという話を伺うと、これは何か成果に対して見合った報酬というよりかは、ベースを上げていくという方向性の話なのだなというふうに、岡田先生と話したときとは違う考えにシフトしてしまいました。

でもやはり根拠はあった方がいいと思うのと、ここで「改定の考え方」をいろいろお示しいただいているので、やはり香川県としては、こういう何を参考に変わるかということではなくて、何に対して報酬、月給を上げていくのかというスタンスがここに書かれているといいのだろうなと思いました。

何に対して上げているのかが、分かりません。そして、インフレ率や県民所得がどのように変わってるのかということだけ示されていくと、やはりこれはインフレ、物価高騰に対して上げざるを得ないという状況があるので、適切な率で上げていくしかないのかなという落としどころになると思います。でも本来であればやはり、どういう仕事をしていて、それに対して、適切な報酬という見直しがされた方がいいんだろうなと。

一方で、一般職でも職位の高い指定職とか、国の指定職とか仕事の内容としては同じぐらいのところの賃金がどれぐらい上がってるのかということと比較されているのだけれども、それも中長期的に見ると上げ幅が低い方を取っている、県民の納得度を高めるために、一般職だと上げ幅

が高いので、低い方の職位の高い指定職に合わせているような感じにも見えてしまう。

香川県としては、どういう方針なのかというのが、分かりにくいなと感じました。

お二方、ご欠席の方がいらっしゃって、何か事前にご意見預かっていらっしゃるのであればご紹介いただければと思います。

(人事課長)

鈴木委員様から2点ご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

まず1点目ですけれども、見直しの理由やタイミングを踏まえると、方向性は10ページの案で良いと思います。その中でも、これまでの改定率の違いを考慮すると、国の指定職の改定の考え方を参考にした10ページの②の方法が、より納得感が得られると思います、ということです。次に、2点目ですけれども、今後に向けた話として、一般職全体の改定率を用いるのか。部長級職員のものを用いるのかで、改定率が累積で1%以上となるタイミングが異なるため、どちらを原則的な指標とするのかも検討した方が今後の運用がしやすいと思いました。どちらかと言えば、国と同じ部長級職員のものが、より実態に即したタイミングで改定できると考えています、とのことでした。

なお、岡田会長からは、特段の意見の提出はありませんでしたので、合わせてご報告いたします。以上です。

(吉澤会長代理)

鈴木委員からは改定のタイミングのご意見までいただいたと思います。

それでは今まで出た意見を含めまして、皆さんの方から、さらにご質問あるいはプラスアルファのご意見があれば、よろしくお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。

(安岐委員)

率直に感じた意見というかですね、上がり幅というのは皆さんこの特別職ってというのは、一律同じパーセンテージというか、上がるようにはなるんでしょうか。

例えばこの中で議員さんのものは、割と順位も他の県と比べると高かったように思いますし、それってこれ全部一律で、上げるものなのかなっていう、ちょっとその素朴な意見、疑問が出ましたので質問させていただきました。

(人事課長)

ルールとして一律に決まっているものではありません。

(吉澤会長代理)

そうするとここに書かれている数値は、お1人お1人の議員さんの、値の平均値が載っていて、

結構幅があるってということですかね。

(人事課長)

10ページで機械的にお示しさせていただいているのは、今の報酬月額に一定の率を掛けて、ご提示させていただいているので、①のところは一般職全体の累積改定率の3.403%っていうのを、現行の知事であれば128万5,000円に、それを掛けている、副知事であれば98万円のところと同じ率を掛けているという状況になりますけども、今のご指摘のお答えになりますでしょうか。

(安岐委員)

比較的議員さんの順位が高いのかなとデータの中から思ったんですね。

どの表もなんですけど議員さんが比較的他県と比べると、上位かなというところが、データの中から感じましたので、一律全体で同じパーセンテージ上げるのかなあとと思って、その質問でした。

(人事課長)

一律ということは決まっているわけではないんですけども、また次回に向けて、各項目ごとの、知事、それぞれの職の全国状況についてはもう少し詳細なものをお示しできるようであれば、お示ししたいと思います。

(吉澤会長代理)

知事は1人なので、この数字だけだと思いますが、議員は複数いらっしゃるから、ここに幅があるのではないかと、そこが一律なのではないかとというご質問ですか。

(安岐委員)

私の質問は、それではなくて、議員さんのものだけ、全国平均の中では比較的上の方にあるんじゃないのかなあと感じたということなんです。

(吉澤会長代理)

3ページの年収の状況見ると25位。2ページだと、やっぱり25位。

(人事課長)

5ページの表でいくと、財政力指数の類似団体で見たときに、知事は7位のところが、議員のところは4位になっていると、そのところを言われているということでしょうか。

(安岐委員)

そうですね、主に5ページを見るとそんな感じがしました。

上の表では知事が7位で、議員さんが4位だったり、下の表では、知事が4位で、議員さんが2位ってところです。

(吉澤会長代理)

これはなぜなのかというのは難しいと思いますが、今のご意見に関連して、複数名いるところは幅があるのではないかと思います、そうすると平均的な値が入っているのでしょうか。

(人事課長)

議員は皆さん同じです。

(吉澤会長代理)

なるほど。同じことしていらっしゃるのかどうかは分かりませんが、ここが一律同じということなんですね。

10ページに4つの案が示されていて、これに限定されず幅広くご意見をというお話が冒頭にありましたが、鈴木委員からは②が適当ではないか、小早川委員からは②でも1と2だけではなく、この中間という考え方もあるのではないかというご意見を頂きました。この四捨五入と切り捨てというのはどのようなスタンスで、今まで実施されてきたのかご説明いただければと思います。

(人事課長)

これまでは、改定する際には四捨五入を採ってきております。

(吉澤会長代理)

そうすると、もし今回、四捨五入ではなくて切り捨てをすれば、今回初めて切り捨てという方法を採用ことになるってことですか。

(人事課長)

そうなります。

(吉澤会長代理)

その心はどこにあるのでしょうか。

(人事課長)

今回、機械的に提示をさせていただいているんですけど、より県民の方に納得いただけるという観点も含めてこういう形で提示をさせていただいております。

(吉澤会長代理)

私からの意見・感想ですけれど、県民により納得のいく数値をとということでいくと、より低い方低い方とその低い値を出すためのプロセスとして、どれがいいのかというのを選ぶ話になっていくと思います。それが妥当なのかというのがよく分からない。

低い方を選ぶということがいいのかということですよ。

今までのやり方を見ると低い方、低い方を選んできていて、低い方について妥当な選び方が提示されて、それを選んでいくというふうに見えるので、そういう方針でいいというのであればそのプロセスを選ぶしかないのですけれども、常に低い方、低い方を選ぶための大義名分を何か探しているように見えてしまうので、それが香川県としての方針ですかというのが気になります。やっぱりこういう方針で決めているというのを、自信を持って提示した方がいいのではないかなと。

何か環境変化があったときには、その方針に従って我々給与をこういうふうに決めてるのだと言えた方が、いいのではないかなと思うのですけれども、今のところ、県民の理解を得るということで低い方に流れているという印象が非常に強いと思います。

あとは、皆さんいかがですか。

よろしいですか。

それではご意見ありがとうございました。

事務局からご説明がありました通り、次回の審議では、結論を得たいということですので、次回の審議までに事務局で、本日の議論を整理していただいて、次回の審議に必要となる情報や、他県の特別職の最新改定状況を集めていただいて、次回の会議で提示していただくということで、その他、委員の方からいただいたご質問に対しても適宜、調べていただいてご提示いただくということにしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは次回の日程についてのご説明をお願いいたします。

(人事課長)

次回の会議につきましては、来月17日金曜日の午前10時から開催いたします。なお開催場所ですが、今回と同じこちらの会議室となりますので、よろしく願いいたします。

(吉澤会長代理)

それでは本日の審議はこれをもって終了といたしますので事務局にお返ししたいと思います。
ありがとうございました。

(閉会)